

# 北海道学生弓道連盟規約（二〇〇九年十二月改正）

## 第一章 総則

（名称）

第一条 本連盟は、北海道学生弓道連盟と称する。

（目的）

第二条 本連盟は、北海道内の学生間における弓道の普及及び奨励並びに学生弓人相互の親睦を図り、もって弓道の研究と発展に寄与することを目的とする。

## 第二章 組織

（組織）

第三条 本連盟は、北海道内の大学弓道部及び同好会をもって組織する。

但し、大学の認める唯一の団体でなければならない。

（本部）

第四条 本連盟は、本部を本連盟委員長の所属する大学弓道部に置く。

## 第三章 事業

（事業）

第五条 本連盟は次の事業を行う。

- 一、北海道学生弓道大会の開催
- 二、記録の収録保存
- 三、機関誌の発刊
- 四、他の弓道団体及び各種運動団体との連絡協調
- 五、その他本連盟の目的に適う事業

## 第四章 機関

（機関）

第六条 本連盟に次の機関を置く。

- 一、連盟委員会
- 二、女子部委員会

- 三、大会運営委員会
- 四、役員会

## 第一節 連盟委員会

（連盟委員会）

第七条 連盟委員会は、本連盟の最高議決機関である。

（構成）

第八条 連盟委員会は、役員及び連盟委員によって構成する。

（連盟委員）

第九条 連盟委員は、本連盟に登録する者の中から、各加盟団体が選出し、連盟委員会の構成員となる。

- 二 加盟団体の連盟委員の定数は、二名とする。
- 三 役員の選出によって空席ができた加盟団体は、連盟委員を補充しなければならない。
- 四 連盟委員の任期は二年とし毎年一名ずつ交替するものとする。但し、事情がある場合はこの限りでない。
- 五 各加盟団体の役員改選に伴い連盟委員が交替した場合は、直ちに連盟本部にその旨を届け出なければならない。

（議事）

第一〇条 連盟委員会は、次の事項を議決する。

- 一、役員の選出及び承認
- 二、事業計画及び予算の審議ならびに承認
- 三、事業報告及び決算の承認
- 四、次年度大会当番大学の承認
- 五、その他本連盟の運営に関する事項

（種別）

第一一条 連盟委員会は、定例委員会と臨時委員会の二種とする。

（開催）

- 第一二条 定例委員会は、毎年二回春秋に開催する。
- 二 臨時委員会は次の各号の場合に開催する。
  - 一、連盟委員総数の三分の一以上から文書による開催要請があった場合

- 二、連盟委員会において議決された場合
- 三、役員の見意に基づき、連盟委員長が必要と認めた場合

(招集)

第三三条 連盟委員会は、連盟委員長が招集する。

- 二 招集通知は、各加盟団体に十五日前までに送付する事を原則とする。
- 三 各加盟団体の連盟委員は、出欠の有無を報告しなければならない。

(成立)

第四四条 連盟委員会は、連盟委員総数の三分の二以上の出席をもって成立する。

(議決)

第五五条 議事は、出席連盟委員が属する各大学を一票とし、過半数をもって議決する事を原則とする。

- 二 可否同数の場合は、連盟委員長がこれを決する。

(書面表決等)

第六六条 やむを得ない理由のため会議に出席できない連盟委員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は当該加盟団体に所属し本連盟に登録する者を代理人として表決を委任する事ができる。この場合において書面表決者又は表決の委任者は会議に出席したものとみなす。

(議長)

第七七条 議長は、連盟委員長の推薦により、連盟委員会が承認する。

(議事録)

第八八条 議事の内容については、議事録で保存しなければならない。

- 二 議事の記録は書記が行い、書記は議長が任命する。

第二節 女子部委員会

(女子部委員会)

第九九条 本連盟は、連盟委員会の下部機構として女子部委員会を置く。

(構成)

第二〇条 女子部委員会は、女子部委員長、女子部副委員長及び女子部委員

員によって構成する。

(女子部委員)

第二二条 女子部委員は、本連盟に登録する女子の中から各加盟団体が選出し、女子部委員会の構成員となる。

- 二 各加盟団体の女子部委員の定数は一名とする。
- 三 役員を選出によって空席のできた加盟団体は女子部委員を補充しなければならない。
- 四 女子部委員の任期は一年とする。再任はこれを防げない。
- 五 各加盟団体の役員改選に伴い女子部委員が交替した場合は、直ちに女子部委員長にその旨を届け出なければならない。

(議事)

第二二条 女子部委員会は、次の事項を議決する。

- 一、役員の選出及び承認
- 二、選手権女子団体戦並びに争覇女子団体戦大会形式及び運営に関する事項の審議及び決定
- 三、その他女子部委員会の運営に関する事項
- 四、連盟委員会への発議

(種別)

第二三条 女子部委員会は、定例委員会と臨時委員会の二種とする。

(開催)

第二四条 定例委員会は毎年二回春秋に開催する。

- 二 臨時委員会は次の各号の場合に開催する。
  - 一、女子部委員総数の三分の一以上から文書による開催要請があった場合
  - 二、女子部委員会において議決された場合
  - 三、女子部委員長が必要と認めた場合

(招集)

第二五条 女子部委員会は、女子部委員長が招集する。

- 二 招集通知は、各加盟団体に一五日前までに送付することを原則とする。
- 三 各加盟団体の女子部委員は、出欠の有無を報告しなければならない。

(成立)

第二六条 女子部委員会は、女子部委員総数の三分の二以上の出席をもって成立する。

(議決)

第二七条 議事は、出席女子部委員が属する各大学を一票とし、過半数をもって議決する事を原則とする。

二 可否同数の場合は、女子部委員長がこれを決する。

(書面表決等)

第二八条 やむを得ない理由のため会議に出席できない女子部委員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は当該加盟団体に所属し本連盟に登録する者を代理人として表決を委任する事ができる。この場合において書面表決者又は表決の委任者は会議に出席したものとみなす。

二 代理人は原則として女子とする。

(議長)

第二九条 議長は、女子部委員長の推薦により、女子部委員会が承認する。

(議事録)

第三〇条 議事の内容については、議事録で保存しなければならない。

二 議事の記録は書記が行い、書記は議長が任命する。

### 第三節 大会運営委員会

(大会運営委員会)

第三一条 本連盟は役員会の下部機構として各大会ごとに大会運営委員会を置く。

二 大会運営委員会の運営は大会規約による。

### 第四節 役員会

(役員会)

第三二条 役員会は、本連盟の事業を企画・運営する。

(構成)

第三三条 役員会は、本連盟の役員で構成し、連盟委員長がこれを統括する。

(任務)

第三四条 役員会は、本連盟の各機関の業務運営を円滑にするため、各役員の間を連絡を図る。

二 本連盟の本部運営に必要な事項は、役員会において決定する。

### 第五章 役員

(役員)

第三五条 本連盟に次の役員を置く。

一、会長

二、副会長

三、連盟委員長

四、連盟副委員長

五、総務委員長

六、会計委員長

七、女子部委員長

八、女子部副委員長

九、大会委員長

一〇、中央委員(全日本学生弓道連盟)

一一、会計監事

二 本連盟に名誉会長、顧問、参与を置く事ができる。

三 本連盟に特別委員をおくことができる。

(役員選出)

第三六条 本連盟の会長及び副会長は、連盟委員会が推薦し、これを委嘱する。

二 連盟委員長は、本連盟に登録する者の中から、連盟委員会において選出する。

三 連盟副委員長、総務委員長及び会計委員長は本連盟に登録する者の中から連盟委員長が推薦し、連盟委員会の承認を受けるものとする。総務委員長及び会計委員長は、連盟委員長の所属する加盟団体に所属する事を原則とする。

四 女子部委員長は、本連盟に登録する女子の中から連盟委員長がこれを推薦し、女子部委員会の承認を受けるものとする。

- 五 女子部副委員長は、本連盟に登録する女子の中から女子部委員長がこれを推薦し、女子部委員会の承認を受けるものとする。
- 六 大会委員長は本連盟に登録するものの中から当番大学弓道部が推薦し、連盟委員会の承認を受けるものとする。
- 七 全日本学生弓道連盟の中央委員は、本連盟の役員及び連盟委員の中から、連盟委員会において選出する。原則として連盟委員長及び女子部委員長が兼任するものとする。
- 八 会計監事は、連盟委員の互選とする。ただし会計委員長と同一加盟団体に属してはならない。
- 九 顧問は、連盟委員会が推薦し、連盟委員長がこれを委嘱する。
- 一〇 参与は、連盟委員長が推薦し、委嘱する。ただし、連盟委員会の承認を受けるものとする。
- 一一 役員は兼任することが出来る。ただし、連盟委員会の承認を受けるものとする。
- 一二 特別委員は、連盟委員長が推薦し、委嘱する。連盟委員会の承認は特に必要としない。

(役員の仕事)

- 第三七条 会長は、本連盟を代表し、これを統理する。
- 二 連盟委員長は、連盟委員会を代表し、本連盟の業務を統括する。
  - 三 連盟副委員長は、連盟委員長を補佐し、事故あるときはこれを代行する。
  - 四 総務委員長は、本部業務を統括する。
  - 五 会計委員長は、本連盟の経理を統括する。
  - 六 女子部委員長は、女子部委員会を代表し、この業務を統括する。
  - 七 女子部副委員長は、女子部委員長を補佐し、事故あるときはこれを代行する。
  - 八 大会委員長は当該大会の運営を統括する。
  - 九 中央委員の任務は、全日本学生弓道連盟規約による。
  - 一〇 会計監事は、適宜会計簿を点検し、経理を監査するとともに、その結果を連盟委員会に報告しなければならない。
  - 一一 顧問は、本連盟の諮問機関とし、本連盟の諮問に応ずる。
  - 一二 参与は、本連盟の要請に応じて、その業務に携わる事ができ

る。

- 一三 特別委員は、役員会において何か重要な事項について取り組む際に、役員会に参加し、意見を反映させる事ができる。
- 一四 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時は、これを代行する。

(役員の仕事)

- 第三八条 本連盟の役員の仕事は、毎年二月一日より一年とする。
- 二 役員は任期満了又は辞任の場合においても、後任者が就任するまでその業務を執行するものとする。
- 三 補欠の役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

(役員の仕事)

- 第三九条 役員が辞任する場合は、連盟委員会の承認を受けなければならない。

(役員の仕事)

- 第四〇条 その地位にふさわしくない行為を行った役員は、連盟委員総数の三分の二以上の議決をもって解任する事ができる。

(役員の仕事)

- 第四一条 役員が辞任又は解任によって空席となった場合は、後任者を補充しなければならない。

- 二 補欠役員の仕事は、第三六条の規定を準用する。

(業務の引継ぎ)

- 第四二条 退任した役員は、その業務に関するすべての書類・物件などを新たに就任した役員に引き渡し、速やかに事務の引継ぎをするものとする。

第六章 会計

(経理)

- 第四三条 本連盟の経理は、会計委員長が担当する。

(予算)

- 第四四条 本連盟の予算は、総務委員長の仕事によりこれを編成し、連盟委員会の議決をもって決定する。
- 二 会計年度開始前に予算が成立しない時は、成立する日まで前年度予算を施行する。

三 前項の規定による収支は、新たに成立した予算に含まれるものとする。

(決算)

第四五条 本連盟の決算は、会計年度末日より三〇日以内に終了しなければならない。

- 二 会計委員長は、その責任において決算書を作成し、会計監事の監査を経て、連盟委員会に報告し、承認を得なければならない。
- 三 会計委員長は、会計年度が終了し、その決算書が連盟委員会の承認を得るまで、経理についての全責任を負うものとする。

(会計年度)

第四六条 本連盟の会計年度は、毎年十二月一日より翌年一月三〇日までとする。

(経費)

第四七条 本連盟の経費は、次の収入をもって充てる。

- 一、加盟団体の連盟費及び部員登録費
- 二、加盟団体の大会参加費
- 三、全日本学生弓道連盟の補助金
- 四、寄付金
- 五、広告掲載料
- 六、その他

(連盟費及び部員登録費)

第四八条 連盟費(年額一〇〇〇〇円)及び部員登録費(部員一名につき年額一六〇〇円)は、毎年三月末日までに納入するものとする。

第四九条 削除

(大会参加費)

第五〇条 加盟団体の大会参加費は、連盟委員会において決定する。

(補助金・寄付金・その他)

第五一条 本連盟への補助金、寄付金、その他の収入は、直接又は間接に本部において受納する。

(全日本学生弓道連盟の連盟費及び部員登録料)

第五二条 全日本学生弓道連盟への連盟費及び部員登録料は、本連盟に納入するものとする。

一、正加盟大学弓道部の連盟費(年額一〇〇〇〇円)は、毎年三月末日までに本部に納入する。

二、正加盟大学弓道部の部員登録料(部員一名につき年額一〇〇〇円)及び準加盟大学弓道部の部員登録料(部員一名につき年額五〇〇円)は、毎年三月末日までに本部に一括納入する。

(金品の不返還)

第五三条 本連盟に納入した金品は、原則として返還しない。

## 第七章 登録

(部登録)

第五四条 各加盟大学弓道部及び同好会(以下「加盟団体」という。)は、毎年三月末日までに部登録を連盟本部に届け出なければならない。

(部員登録)

第五五条 本連盟加盟団体は、部登録と同時に部員登録を連盟本部に届け出なければならない。

- 二 登録期間は、毎年四月一日より一年間とする。
- 三 本連盟への部員登録は、全日本学生弓道連盟へのそれと同一でなければならない。

(追加登録)

第五六条 本連盟は、追加部員登録を次により随時認める。

- 一、追加部員登録は、文書をもって行うものとする。
- 二、追加登録時に、全日本学生弓道連盟の部員登録料を納入しなければならない。
- 三、登録期間は、第五五条の第二項の残余期間とする。

## 第八章 加盟及び脱退

(加盟及び脱退)

第五七条 本連盟に加盟、又は本連盟を脱退しようとする大学弓道部及び同好会は、加盟(脱退)届にその事由を詳記し、連盟委員会の承認を得なければならない。

## 第九章 懲戒

(懲戒)

第五八条 本連盟は、加盟団体が本連盟規約に違反した場合は、連盟委員会において連盟委員総数の三分の二以上の議決をもって当該加盟団体に懲戒を与えることができる。

二 提出期日違反に対する罰則について

- 一、提出期日違反大学に対して、一度目は嚴重注意を 科し、二度目からは三〇〇〇円の罰金を科す。六度目に達したら、次の公式戦出場停止処分とする。
- 二、提出期日違反に特段の事由がある場合はこの限りではない。判断は役員会で行う。

(除名)

第五九条

加盟団体に次の各号の行為があるときは、連盟委員会において、当該加盟団体を除く全会一致をもってこれを除名することができる。ただし、連盟委員会はこれの前に弁明する機会を与えなければならぬ。

- 一、連盟費その他義務に基づく金品を一年以上納入しないとき。
- 二、本連盟の名誉を毀損し、又は秩序を乱したとき。

(復帰)

第六〇条

本連盟は、除名された大学弓道部及び同好会から文書による復帰の申請があったときは、連盟委員会において連盟委員総数の三分の二以上の議決をもってこれを復帰することができる。ただし、除名の時点より二年以上の期間を経なければならぬ。

(改正)

第六一条

本規約の改正を必要とする場合は、連盟委員会において連盟委員総数の三分の二以上の議決によるものとする。ただし、第四章第二節については、女子部委員会において女子部委員総数の三分の二以上の議決によるものとする。

## 第十章 雑則

(委任)

第六二条 本規約の施行に關して必要な事項は役員会において別に定める。

### 付則

一九五四年	三月	制定
一九五九年	二月	改正
一九六三年	四月	追加
一九七〇年	三月	一部改正
一九七一年	四月	改正
一九七一年	六月	改正
一九七二年	四月	一部改正
(この間の改正有無不明)		
一九九四年	一月	改正
一九九七年	二月	改正
一九九八年	二月	改正
二〇〇八年	五月	改正
二〇〇九年	二月	改正